

目 次

ページ

議案甲第 38 号	多久市税条例の一部を改正する条例……………	1
議案乙第 28 号	平成 28 年度多久市一般会計歳入歳出決算の認定 について……………	5
議案乙第 29 号	平成 28 年度多久市給与管理・物品調達特別会計 歳入歳出決算の認定について……………	6
議案乙第 30 号	平成 28 年度多久市土地区画整理事業特別会計 歳入歳出決算の認定について……………	7
議案乙第 31 号	平成 28 年度多久市公共下水道事業特別会計 歳入歳出決算の認定について……………	8
議案乙第 32 号	平成 28 年度多久市農業集落排水事業特別会計 歳入歳出決算の認定について……………	9
議案乙第 33 号	平成 28 年度多久市宅地造成事業特別会計 歳入歳出決算の認定について……………	10
議案乙第 34 号	平成 28 年度多久市国民健康保険事業特別会計 歳入歳出決算の認定について……………	11
議案乙第 35 号	平成 28 年度多久市後期高齢者医療特別会計 歳入歳出決算の認定について……………	12
議案乙第 36 号	平成 28 年度多久市水道事業会計決算の認定 について……………	13

議案乙第 37 号	平成 28 年度多久市病院事業会計決算の認定 について……………	14
議案乙第 38 号	平成 29 年度多久市一般会計補正予算（第 4 号） ……	別冊
議案乙第 39 号	平成 29 年度多久市宅地造成事業特別会計 補正予算（第 1 号） ……	別冊
議案乙第 40 号	平成 29 年度多久市国民健康保険事業特別会計 補正予算（第 3 号） ……	別冊
議案乙第 41 号	平成 29 年度多久市後期高齢者医療特別会計 補正予算（第 1 号） ……	別冊
議案乙第 42 号	平成 29 年度多久市病院事業会計補正予算 （第 1 号） ……	別冊

議案甲第38号

多久市税条例の一部を改正する条例

多久市税条例（昭和29年多久市条例第44号）の一部を次のように改正する。

第61条の次に次の1条を加える。

（法第349条の3第28項等の条例で定める割合）

第61条の2 法第349条の3第28項に規定する条例で定める割合は、2分の1とする。

2 法第349条の3第29項に規定する条例で定める割合は、2分の1とする。

3 法第349条の3第30項に規定する条例で定める割合は、2分の1とする。

第63条の2の見出し中「第15条の3第2項」を「第15条の3第3項並びに第15条の3の2第4項及び第5項」に改め、同条第1項中「第15条の3第2項」を「第15条の3第3項並びに第15条の3の2第4項及び第5項」に改め、同項第3号中「の区分所有者全員の共有に属する共用部分」を削る。

第63条の3の見出し中「あん分」を「按分」に改め、同条第1項中「あん分の」を「按分の」に改め、同項第5号中「あん分する」を「按分する」に改め、同条第2項中「あん分の」を「按分の」に、「以後3年」を「から起算して3年」に改め、「各年度」の次に「とし、法第349条の3の3第1項に規定する被災市街地復興推進地域（第74条の2において「被災市街地復興推進地域」という。）が定められた場合（避難の指示等が行われた場合において、避難等解除日の属する年が被災年の翌年以後の年であるときを除く。第74条の2において同じ。）には、当該被災年度の翌年度から被災年の1月1日から起算して4年を経過する日を賦課期日とする年度までの各年度とする。」を加え、同項第6号中「あん分する」を「按分する」に改め、同条第3項中「あん分」を「按分」

に改める。

第74条の2第1項中「以後3年」を「から起算して3年」に改め、「各年度」の次に「とし、被災市街地復興推進地域が定められた場合には、当該被災年度の翌年度から被災年の1月1日から起算して4年を経過する日を賦課期日とする年度までの各年度とする。」を加え、同条第2項中「以後3年」を「から起算して3年」に改め、「各年度分」の次に「とし、被災市街地復興推進地域が定められた場合には、当該被災年度の翌年度から被災年の1月1日から起算して4年を経過する日を賦課期日とする年度までの各年度分とする。」を加える。

附則第5条第1項中「控除対象配偶者」を「同一生計配偶者」に改める。

附則第8条第1項中「平成30年度」を「平成33年度」に改める。

附則第10条の2第6項から第10項までの規定中「附則第15条第33項」を「附則第15条第32項」に改め、同条第11項を削り、第12項を第11項とし、第13項を第14項とし、同項の前に次の2項を加える。

12 法附則第15条第44項に規定する条例で定める割合は、2分の1とする。

13 法附則第15条第45項に規定する条例で定める割合は、3分の2とする。

附則第16条の3第2項中「申告書」を「特定配当等申告書」に改め、「提出した場合」の次に「(次に掲げる場合を除く。)」を加え、「第33条第1項」を「同条第1項」に改め、同項に次の各号を加える。

(1) 第33条第4項ただし書の規定の適用がある場合

(2) 第33条第4項第1号に掲げる申告書及び同項第2号に掲げる申告書がいずれも提出された場合におけるこれらの申告書に記載された事項その他の事情を勘案して、前項の規定を適用しないことが適当であると市長が認めるとき。

附 則

(施行期日)

第1条 この条例は、公布の日から施行する。ただし、附則第5条第1項の改

正規定及び次条第2項の規定は、平成31年1月1日から施行する。

(市民税に関する経過措置)

第2条 別段の定めがあるものを除き、この条例による改正後の多久市税条例(以下「新条例」という。)の規定中個人の市民税に関する部分は、平成29年度以後の年度分の個人の市民税について適用し、平成28年度分までの個人の市民税については、なお従前の例による。

2 新条例附則第5条第1項の規定は、平成31年度以後の年度分の個人の市民税について適用し、平成30年度分までの個人の市民税については、なお従前の例による。

(固定資産税に関する経過措置)

第3条 別段の定めがあるものを除き、新条例の規定中固定資産税に関する部分は、平成29年度以後の年度分の固定資産税について適用し、平成28年度分までの固定資産税については、なお従前の例による。

2 新条例第61条の2の規定は、平成30年度以降の年度分の固定資産税について適用し、平成29年度分までの固定資産税については、なお従前の例による。

3 新条例第63条の3第2項及び第74条の2の規定は、平成28年4月1日以後に新たに発生した震災等により滅失し、又は損壊した家屋の敷地の用に供されていた土地に対して課する平成29年度以後の年度分の固定資産税について適用し、同日前に発生した地方税法及び航空機燃料譲与税法の一部を改正する法律(平成29年法律第2号)による改正前の地方税法第349条の3の3第1項に規定する震災等により滅失し、又は損壊した家屋の敷地の用に供されていた土地に対して課する固定資産税については、なお従前の例による。

上記の議案を提出する。

平成29年9月27日

多久市長 横尾 俊彦

(提案理由)

地方税法及び航空機燃料譲与税法の一部を改正する法律の施行に伴い、条例の一部を改正する必要がある。

議案乙第28号

平成28年度多久市一般会計歳入歳出決算の認定について

平成28年度多久市一般会計歳入歳出決算については、監査委員の審査に付したので、その意見書をつけて議会の認定に付すものとする。

平成29年9月27日

多久市長 横尾 俊彦

議案乙第 29 号

平成 28 年度多久市給与管理・物品調達特別会計歳入歳出決算の
認定について

平成 28 年度多久市給与管理・物品調達特別会計歳入歳出決算については、
監査委員の審査に付したので、その意見書をつけて議会の認定に付すものとする。

平成 29 年 9 月 27 日

多久市長 横 尾 俊 彦

議案乙第30号

平成28年度多久市土地区画整理事業特別会計歳入歳出決算の認定について

平成28年度多久市土地区画整理事業特別会計歳入歳出決算については、監査委員の審査に付したので、その意見書をつけて議会の認定に付すものとする。

平成29年9月27日

多久市長 横尾 俊彦

議案乙第 3 1 号

平成 2 8 年度多久市公共下水道事業特別会計歳入歳出決算の認定
について

平成 2 8 年度多久市公共下水道事業特別会計歳入歳出決算については、監査委員の審査に付したので、その意見書をつけて議会の認定に付すものとする。

平成 2 9 年 9 月 2 7 日

多久市長 横 尾 俊 彦

議案乙第32号

平成28年度多久市農業集落排水事業特別会計歳入歳出決算の認定について

平成28年度多久市農業集落排水事業特別会計歳入歳出決算については、監査委員の審査に付したので、その意見書をつけて議会の認定に付すものとする。

平成29年9月27日

多久市長 横尾 俊彦

議案乙第 33 号

平成 28 年度多久市宅地造成事業特別会計歳入歳出決算の認定に
ついて

平成 28 年度多久市宅地造成事業特別会計歳入歳出決算については、監査委員の審査に付したので、その意見書をつけて議会の認定に付すものとする。

平成 29 年 9 月 27 日

多久市長 横 尾 俊 彦

議案乙第34号

平成28年度多久市国民健康保険事業特別会計歳入歳出決算の認定について

平成28年度多久市国民健康保険事業特別会計歳入歳出決算については、監査委員の審査に付したので、その意見書をつけて議会の認定に付すものとする。

平成29年9月27日

多久市長 横尾 俊彦

議案乙第 35 号

平成 28 年度多久市後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の認定
について

平成 28 年度多久市後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算については、監査委員の審査に付したので、その意見書をつけて議会の認定に付すものとする。

平成 29 年 9 月 27 日

多久市長 横 尾 俊 彦

議案乙第36号

平成28年度多久市水道事業会計決算の認定について

平成28年度多久市水道事業会計決算については、監査委員の審査に付したので、その意見書をつけて議会の認定に付すものとする。

平成29年9月27日

多久市長 横尾 俊彦

議案乙第 37 号

平成 28 年度多久市病院事業会計決算の認定について

平成 28 年度多久市病院事業会計決算については、監査委員の審査に付したので、その意見書をつけて議会の認定に付すものとする。

平成 29 年 9 月 27 日

多久市長 横 尾 俊 彦